|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 児 童 扶 養 手 当 額 改 定 届（減額） | | | | |
| （ふりがな） |  | | 証書番号 | 第　　　　　　　号 |
| 氏　名 |  | | 宛名番号 |  |
| 住　所 | 練馬区 | | | |
| 対象児童でなくなった  児童の氏名生年月日 | | 対象児童でなくなった理由 | 理由の発生した年月日 | |
| 平成・令和　　年　　月　　日生 | | イ ロ ハ ニ ホ ヘ  ト チ リ ヌ ル ヲ | 令和　　年　　月　　日 | |
| 平成・令和　　年　　月　　日生 | | イ ロ ハ ニ ホ ヘ  ト チ リ ヌ ル ヲ | 令和　　年　　月　　日 | |
| 平成・令和　　年　　月　　日生 | | イ ロ ハ ニ ホ ヘ  ト チ リ ヌ ル ヲ | 令和　　年　　月　　日 | |
| 上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届けます。    令和　　　年　　　月　　　日    　氏名  練　馬　区　長　殿 | | | | |

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎　字は楷書ではっきりと書いてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区処理欄 | 備考 |  | | | 対象児童数 | | 対象児童宛名番号 | |
| 人→　　人 | | １ |  |
| 改定支給年月 | | ２ |  |
| 令和　　年　　月 | | ３ |  |
| 受　付 | | 審　査① | 入　力 | | 審　査② | 支　払　処　理 | |
|  | |  |  | |  | 令和　　　年　　　月　　支給・債権  　　年　　月　～　　年　　月分  　　　　　　　　×　　　　　ヶ月  　　　　　　　　　　　　　　円 | |

注意

１ 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれかに該当するものを〇で

囲んでください。

イ　手当の支給を受けている人が児童の母であって、その母に監護されなくなった。

ロ　手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていない

が、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ｡)であって、その父

に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。

ハ　手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であって、その人に養育（同居、監

護、生計維持）されなくなった。

ニ　死亡した。

ホ　日本国内に住所がなくなった。

ヘ　児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

ト　18歳に達した日の属する年度が終了した児童であって児童扶養手当法施行令（以下「令」

という｡)別表第１に定める程度の障害の状態にあったものが20歳に達したか、又は同表に定

める程度の障害の状態でなくなった。

チ　母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じ

くするようになった。

リ　父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくす

るようになった。

ヌ　母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

以下同じ｡)等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む｡以下同じ。)に養育されるようになった。

ル　父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。

ヲ　次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。

(イ)　 父母が婚姻を解消した児童

(ロ) 　父又は母が死亡した児童

(ハ) 　父又は母が令別表第２に定める程度の障害の状態にある児童

(ニ) 　父又は母の生死が明らかでない児童

(ホ) 　父又は母が引き続き１年以上遺棄している児童

(ヘ) 　父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童

(ト) 　母が婚姻によらないで懐胎した児童

(チ) 　（ト）に該当するかどうかが明らかでない児童

２　児童扶養手当法（以下「法」という｡)第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明

であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいず

れかに該当する児童をいう。以下同じ｡)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第９

条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありま

すので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

３　全ての対象児童が１のイからヲまでのいずれかに該当するようになったときは、手当を受

ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。